

税理士による無料申告相談のご案内

令和7年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について、税理士による無料申告相談を以下の日程のとおり開催いたしますので、ご利用ください。

この無料申告相談では、税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます。

本年は会場の混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。

オンラインによる事前申込は令和8年1月13日(火)から可能となります。

詳細につきましては、右記事前申込サイトをご確認ください。

なお、電話による申込は受け付けておりません。

オンラインによる事前申込サイトの操作方法についてのお問合せは、

【050-1792-4600】

(受付時間:平日午前10時～正午、午後1時～午後4時)へお願いします。

※ 当日は、一部「入場整理券」の配付も行います。

入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合がございますのでご了承ください。

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE事前申込

Web事前申込



期 間	会 場	所在地	時間	対象者
令和8年 1月27日(火)～29日(木)	本牧地区センター	中区本牧原16-1	午前9時30分～午前11時30分 午後1時～午後3時30分	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者
2月3日(火)～5日(木)	藤棚地区センター	西区藤棚町2-198		
1月30日(金)	税理士会館	西区花咲町4-106 8階	午前9時30分～午後3時30分	・年金受給者 ・給与所得者

※土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、住宅借入金等特別控除を初めて受ける場合などは、ご利用いただけません。

ご来場に当たっての留意事項

- 発熱等の症状がある方や体調の優れない方は、無理せず、来場を控えていただくようお願いいたします。
- 昼の時間帯は税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますのでご了承ください。
- 相談会場には駐車場がありませんので、お車での来場はご遠慮ください。

ご注意ください！

- 申告書の提出のみの方は、受付を行っておりませんので、税務署の窓口にお持ちいただくか、郵送(東京国税局業務センター横浜南分室宛 〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9)でご提出ください。
- 譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)の相談等の複雑な内容のご相談は、ご遠慮ください。

～裏面もご覧ください～

確定申告書作成に当たって準備するもの～当日、会場にお持ちください～

- ① 売上、収入、経費が分かるもの(1年分を集計したもの)
- ② 国民健康保険料、介護保険料などの支払った金額が分かる書類
- ③ 国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の支払いをした旨を証する書類
- ④ 生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書
- ⑤ ②～④以外の所得控除がある方は、その所得控除の金額を証する書類
 なお、医療費控除のある方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。
 ご来場の際は明細書を作成の上、ご持参ください(領収書のみでは医療費控除は受けられません。)
- ⑥ マイナンバーカード
 マイナンバーカードを発行する際に設定したパスワード2つも、併せてご確認願います。
 ・ 署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)
 ・ 利用者証明書用電子証明書のパスワード(数字4桁)
 ※ マイナンバーカードと電子証明書の有効期限切れにご注意ください。更新手続等の詳細はこちら⇒
 マイナンバーカードをお持ちではない方は、マイナンバーに係る本人確認書類(通知カード(※)などの番号確認書類及び運転免許証などの身元確認書類)の写し
 ※ 通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。
- ⑦ e-Taxの利用者識別番号(半角数字16桁)をお持ちの方は、利用者識別番号と暗証番号の分かる書類
- ⑧ この案内文書、筆記用具、計算器具
 なお、令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告をされた方は、参考のため、申告書の控えやスマートフォン又はタブレットに保存したデータをお持ちください。



マイナンバーカードで自宅からe-Tax！ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書等が作成できます！

「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、自動計算され、所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書の作成・e-Taxによる送信(提出)ができます。

＼ メリット たくさん♪ ／



＜e-Taxに必要なもの＞

☑ スマホ、パソコン又はタブレット

※ パソコン・タブレットの場合、マイナンバーカード読取対応のスマホ等が必要です。



☑ マイナンバーカード

☑ 署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16文字)

☑ 利用者証明書用電子証明書のパスワード(数字4桁)

※ マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

▶ 詳細な作成方法は動画で確認！



▶ 有効期限や更新手続等の詳細はこちら！



内容についてご不明な点がございましたら、所轄税務署にお問い合わせください。
 横浜中税務署 (個人課税第1部門) ☎045-651-1321(内線224)※自動音声案内で、2番を選択してください。

この文書による行政指導の責任者は、横浜中税務署長です。